

ポスター報告 18

大谷 いづみ 立命館大学

川端 美季 立命館大学

#報告題目 ハンドル形電動車いすの移動アクセシビリティ—英米仏伊韓の実態調査

#報告キーワード 移動権 バリアフリー ハンドル形電動車いす

#報告要旨

本研究は、公共交通機関における車いす、特にハンドル形電動車いす利用者の移動支援に焦点をあて、以下に述べる諸外国のアクセシビリティの実態、法整備、歴史について調査研究し、日本のインクルーシブ社会実現への一助とするものである。

移動の自由は、障害者・高齢者等の QOL を担保するひとつの指標である。バス、タクシー、電車、飛行機等種々の交通機関を利用した移動にあたって車いす（電動車いすやハンドル形電動車いすを含む）を使用する場合、そのアクセシビリティの確保が障害者・高齢者の自立生活や社会参加を促すだけでなく地域社会の活性化にもつながることは、広く指摘されていることである。さらに、障害を持つ研究者にとっては、調査研究およびその報告発表などの国内外での移動アクセシビリティの確保は、研究活動に必然的にもなう不可欠なものである。

本報告では、介護保険レンタルの対象として高齢者を中心に利用を延ばしていると考えられるハンドル形電動車いすに焦点を当てる。ハンドル形電動車いすは需要が伸びているものの、これまであまりアクセス権においては周辺の位置付けであった。ハンドル形電動車いすを日常的に利用する研究代表者である大谷いづみの単独調査（英米日）、および共同研究者である川端美季との共同調査（仏伊独韓）における実態調査から、障害を持つ研究者が研究活動を行うに際して必然的にもなう移動アクセシビリティの確保における、物理的・心理的・社会的困難とその克服の方途を可視化することがねらいである。

なお、本報告に当たっては、立命館大学研究倫理指針、日本社会学会が社会調査で定めた

ガイドライン等に則して、調査研究に際する個人情報の適切な取り扱いを行っている。

大谷・川端は、2013年にフランスおよびイタリアに赴き、ハンドル形電動車いすの公共交通機関の移動について調査した。フランスではバスやタクシーを利用し、バスから自動でスロープが出てくること、そして周囲の人々のさり気ない手助けがあり、それが心理的障壁を幾分少なくするものであったといえる。

また大谷は、2016年イギリスに滞在するなかで、バッキンガムシャーの小村を拠点に、マンチェスター、エジンバラ、グラスゴーを訪れた。イングランドもスコットランドも、規程内の大きさのハンドル形電動車いすのバス乗車は、バス会社の許可証があれば乗車が可能である。電動車いすの乗車可能な大型タクシーを普通料金で呼び出し利用することも可能であり、タクシーに乗るためのスロープが電動車いすの重さに耐えうるつくりであることも確認した。ロンドンでも2001年からすべてのタクシーに車いすが乗れるように義務づけられている。

同年、大谷はアメリカにわたり、長距離列車(アムトラック)で移動した。車いす席の予約はWeb上で可能である。アムトラックにはタラップと手動の車いす用リフトが設けられており、手動とはいえスタッフが軽々とリフトを動かしていたことを確認した。ワシントンDCではアムトラックも地下鉄もホームと車両に段差がなくサポートの要なく単独行動が可能である。

2016年のドイツ、2017年の韓国での実践の一部はすでに成果があるが(川端・大谷 2018)、韓国については2018年にも調査を行っており、公共交通機関の混雑度や運転手の態度や労働条件が車いす利用者にも大きく影響していることが明らかになりつつある。

以上をふまえ、ハンドル形電動車いす利用者が単独で行動する場合と別の人と共同で行動する場合の違いがみえてきた。単独行動は自由度が高いが、共同での行動よりも安心度が低くなることもある。そのぶん自律的であるともいえよう。共同での場合は安心度が高いがともに行動する人に対する依存度も高くなる。ただしこうした心理的側面は、現地の公共交通機関のスタッフをはじめとする周囲の反応によっても大きく変動するため、単純に単独だから、共同だからと言えるものでもない。今後は、周囲の環境がハンドル形電動車いすの利用者にどのように影響を及ぼしているのか、実践を重ね検討していく。

参考文献

川端美季・大谷いづみ, 2019, 「ハンドル形電動車いす利用者をめぐる実態と法制度——日本・ドイツ・韓国を中心に」 『人間科学研究』 38(54):91-100.

